

かわべ 議会だより



平成30年8月2日

第156号

愛宕山

おに とび やま

鬼飛山展望台から望む

鬼飛山は、川辺町と美濃加茂市との境界にある山で、標高 291m。

愛宕山（米田富士）・八坂山・大谷山と同様に登山道が整備されており、登りやすくなっています。

展望台からは、川辺町のシンボルの愛宕山や飛騨川、遠くは名古屋市の高層ビルを望むことができます。

目 次

- ・第2回定例会・・・・・・・・・・ 2
- ・委員会審査・・・・・・・・・・ 2
- ・議案ピックアップ・・・・・・・・ 3
- ・審議結果一覧・・・・・・・・・・ 4
- ・議会まめ知識・・・・・・・・・・ 5
- ・一般質問・・・・・・・・・・ 6
- ・議会日誌・・・・・・・・・・ 16
- ・編集後記・・・・・・・・・・ 16

第2回定例会

一般会計補正予算を可決

平成30年第2回定例会が、6月6日から15日の会期で開催されました。報告案件3件・承認案件2件・議案7件が審議されました。いずれも原案のとおり可決しました。また最終日には、契約案件4件が追上げられ、いずれも原案のとおり可決しました。

総務委員会審査

6月定例会初日に提案された7件の議案は総務委員会に付託され、6月6日から2日間の日程で審査が行われました。

委員会に付託された議案について各課から説明を受け、質疑応答などを行い審査を進めました。

審査に当たっては、延べ36件余りの質疑応答が行われ、6月7日に討論・採決を行った結果、審査に付された全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定しました。委員会での質疑応答の主なものは次のとおりです。



【総務委員会】

地方公共団体の議会が条例で設置する委員会のうち、一定の部門の公共団体の事務に関する調査・議案・請願等の審査を行う委員会のこと。

【平成30年度一般会計補正予算について】

Q 後継者等就農給付金事業の対象者を伺います。

A この事業は、国籍や性別を問わず、就農時の年齢が45～54歳の新規就農者を対象に、農業経営と経営管理等の研修を受けることなどを条件に、1人100万円以内の給付金を交付する事業です。

Q 小規模事業者施設等整備費補助金の小規模事業者の範囲と対象工事等の条件を伺います。

A この事業の対象となる小規模事業者は、中小企業基本法に規定する従業員20人以下の製造業その他と、従業員5人以下の卸売業・小売業・サービス業を営んでいる事業

者が、町内業者を利用して、店舗や事務所などの工事（新築・増築・修繕等）や備品（椅子・テーブル・商品陳列棚等）購入に必要な費用に対して助成（諸基準あり）する事業です。

【国民健康保険税条例について】

Q 保険税の軽減が受けられる対象者は、倒産や解雇等により離職をされた方となっているが、自己都合により離職した方は対象とならないのか伺います。

A この軽減が受けられる方は、使用者や事業主の倒産・リストラにより解雇された方が対象で、自己都合による離職は対象外です。

【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について】

Q 町内の全児童クラブでこの条例に定める放課後児童支援員の基準は、満たしているのか伺います。

A 児童クラブには、支援員を2人（ただし1人は、補助員に代えることができる）以上置くこととされています。

町内には4ヶ所の児童クラブが設置されていますが、全ての児童クラブにおいて、この基準を満たしています。



議案ピックアップ

条 例 案 件

【川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

倒産などで職を失った者が受けられる保険税の軽減措置等の申告時に、雇用保険受給資格証明書の提示が必要であったが、今後マイナンバー制度により把握できる場合は、この証明書の提示を不要とする改正を行いました。

【川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】

放課後児童支援員の資格要件に教育職員免許状所持者と明確化したほか、専門職大学の修了者や5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者も、該当者とする改正を行いました。



【専門職大学】

変化の激しい社会に対応した「実践力」と「創造力」を有する人材の育成強化を目的として、実践的な職業教育を行う大学で、平成31年4月から始まります。修学期間は4年（短期大学は2～3年）。特色は産業界と連携した授業を行い、長期の企業内実習が設けられます。

各 会 計 補 正 予 算

一般会計ほか特別会計では、追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

【一般会計補正予算(第1号)の主な内容】

◇歳出

- ・やすらぎの家管理運営経費(218万2千円)
- ・後継者等就農給付金事業補助金(100万円)
- ・小規模事業者施設等整備費補助金(300万円)
- ・町道新設改良事業(723万8千円)
- ・町営住宅管理経費(181万4千円)
- ・海洋センター屋根等修繕工事(2500万円)など

◇歳入

- ・新規就農リポート事業県補助金(45万円)
- ・後継者等就農給付金事業県補助金(100万円)
- ・海洋センター修繕助成金(1240万円)
- ・繰越金(1937万3千円)
- ・町債(600万円)など

【その他特別会計補正状況】

会 計 名	補 正 額
下 水 道 事 業	105万9千円増額
介 護 保 険	2万1千円増額
水 道 事 業（支出）	93万8千円増額

契 約 案 件

【防災行政無線（同報系）設備更新工事】

- ・契 約 金 額 8千856万円
- ・工 期 平成31年3月20日
- ・契約の相手方 中央電子光学株式会社廣見支店
(本庁無線機・屋外拡声機など)

【小学校トイレ改修工事】

- ・契 約 金 額 9千666万円
- ・工 期 平成30年10月12日
- ・契約の相手方 佐伯綜合建設株式会社
(全小学校トイレの改修)

【消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入】

- ・契 約 金 額 772万2千円
- ・納 入 期 限 平成30年12月20日
- ・契約の相手方 株式会社 ウスイ消防
(第3分団3部に配置予定)

【学校給食センター設備改修工事】

- ・契 約 金 額 5千43万6千円
- ・工 期 平成30年10月12日
- ・契約の相手方 川崎設備工業株式会社岐阜支店
(洗浄ラインの改修)

こんなことが決まりました

平成30年6月定例会審議結果

件 名	採決状況 (賛成：反対)	結果
平成29年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書	報告のみ	
平成29年度川辺町水道事業会計予算繰越計算書	報告のみ	
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》	報告のみ	
専決処分について承認を求める件《川辺町税条例等の一部を改正する条例》	賛成8：反対0	承認
専決処分について承認を求める件《平成29年度川辺町水道事業会計補正予算(専決第1号)》	賛成8：反対0	承認
川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町一般会計補正予算(第1号)	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)	賛成8：反対0	可決
平成30年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)	賛成8：反対0	可決
防災行政無線(同報系)設備更新工事請負契約の締結について	賛成8：反対0	可決
消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について	賛成8：反対0	可決
小学校トイレ改修工事請負契約の締結について	賛成8：反対0	可決
川辺町学校給食センター設備改修工事請負契約の締結について	賛成8：反対0	可決

※専決処分の報告は、損害(職員の物損事故)についての賠償額を支払った案件の報告。

※専決処分の承認は、個人町民税の非課税範囲の引き上げや、町たばこ税の区分・税率など税条例の一部改正と、雄鳥川水管橋架設工事に係る消費税を増額補正する水道事業会計の補正予算について議会の承認を得る案件。



【専決】

議決を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がない場合には、町長はその案件についての処分をすることができます。ただし、次の議会において報告し、承認を得る必要があります。議会であらかじめ指定された軽易事項の専決処分は、次の議会で報告するのみです。

議会まとめ知識

◆解職請求ってなに？

一般的には「リコール」とよばれます。住民の直接請求制度の一つとして認められているもので、公職にある者が選挙人の期待に反し、民意を無視し住民共同の福祉に反する自治運営をするときに、その任期満了前に選挙人がその者の罷免を請求することをいいます。

解職請求の対象は、議会の議員・町長・主要公務員等(副町長・選挙管理委員・監査委員・公安委員会委員・教育長・教育委員)です。

①議員又は町長の場合

選挙権を有する者の総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者が選挙管理委員会に解職請求します。

その後、一般有権者の賛否投票が行われ、有効投票の過半数が解職に同意したときは失職します。

なお、この請求は議員・町長の就職の日又は解職投票の日から1年間を行うことができません。

②主要公務員等の場合

選挙権を有する者の総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者が町長へ解職請求します。

その後議会へ付議され特別多数決により採決されます。可決されたときは失職します。

なお、この請求は副町長・教育長の就職の日又は請求に関する議会の議決があった日から1年間、選挙管理委員・監査委員・公安委員会委員・教育委員はこれらの日から6ヶ月間を行うことができません。

◆不穏当・不規則発言ってなに？

①不穏当発言

一般的には無礼な言葉・他人の私生活に関わる発言・誤解した発言・感情的な発言など一切の不適切な発言のことを言います。

議員の公式の会議での発言は、自由に取り消すことはできません。取り消す場合は、当該発言のあった会期中に議会の許可を得る必要があります。

②不規則発言

議長の許可を得ない発言のことを言います。会議中の発言は、全て議長の許可を得たあとにしなければなりません。議長の許可を得ない発言は、法的には効力がなく私語にすぎません。

具体的な例としては、他人の発言中になされる激励・ひやかし・妨害などのいわゆるヤジとよばれるものです。

一般質問

議員が質問
5人の議員が傍聴
12人が傍聴

井戸三兼 議員

問 川辺町指定文化財・天然記念物について

魅力ある遊歩コースは

川辺町指定文化財は47件、町指定天然記念物は2件あると聞いています。昭和17年に天然記念物として県の指定を受けた西栃井地区の木の根橋がありました。平成14年に撤去して以来、県指定の文化財・天然記念物は川辺町にありません。ダム湖周辺道路・遊歩道の整備がなされ、有志によるトレッキングのための登山道整備も行われていますが、魅力ある遊歩コースにするためには、川辺町の文化財・天然記念物を巡るコース設定をし、川辺の魅力を高める仕掛けをすべきです。

(1) どのようなお考えがありますか。

(2) 県指定、国指定と段階的に高める努力はされていますか。

いますか。

(3) 大谷公園脇の堤防や手掘りの隧道等、新たな文化財・史跡指定の動きはありますか。

答 大谷池堤防や隧道が町指定文化財候補です

【教育長】

(1) 川辺町指定文化財・天然記念物は、建造物や美術工芸品等の有形文化財が28件、史跡や名勝・植物の記念物が19件、無形民俗文化財が2件、合計49件を指定しています。国や県から「文化財は保存のみならず活用や継承を」との指導もあり、マップづくりやルート作製などが考えられます。

すでに「かわべおもてなしMAP」として「観光編」や「グルメ編」が発行されており、その中に数カ所、町指定文化財も紹介されています。また「米田富士散策MAP」「鬼飛山散策MAP」や民間の会による「川辺まっ

ぶ」も発行されています。今後「文化財編」に特化した発行も検討します。マップ作成・ルート作成のほかに、案内看板設置や道案内表示等が考えられます。企画まちづくり課や総務課とも協議し、できることから始めようと思います。

(2) 川辺町で唯一の県指定文化財でありました木の根橋は、平成14年に撤去され、その後、県指定文化財はありません。町文化財保護審議会でも話題になり、教育委員会としても県指定文化財に申請していくことが論議されています。

県指定を受けるにあたって、教育委員会から町文化財保護審議会に対し、「図面・歴史資料・調査記録・写真・映像・保護状況等から見て、特に文化的価値の高いもの」「県指定に該当する文化財」「申請にあつての課題」を諮問し、教育委員会において協議後、該

当するものがあれば、所有者(団体)の同意を得て、県に申請したいと考えています。

(3) 第1回の町文化財保護審議会の議題に挙げ、現在の状況や大谷池周辺の歴史について理解を得ました。第2回には現地調査を行い、町指定文化財(記念物)に該当するか、県指定文化財への申請可否を検討協議し、答申されます。それを受けて、教育委員会を開催して協議・決定する運びです。新たな町指定文化財候補は、現在のところ、大谷公園南の堰堤跡等で



問 町道の補修について

～発注元へ申し入れを～

木曽川右岸用水の老朽化等に伴う管水路等の修繕工事が行われましたが、その工事車両が農道として造られた薄いアスファルト舗装の町道を通り過ぎたことにより、町道を痛め、そのままになっている箇所が散見されます。

こうした町道の補修費用は、本来、道路を痛めた業者あるいはその発注元が負担すべきではないかと思えます。

農用トラックや自家用車がバウンドして危険といった意見もあります。

川辺町としては、発注元に修繕の申し入れされているのかお尋ねします。

答 早期発見し補修に努めます

【参事兼基盤整備課長】

現在、川辺町地内では、木曽川右岸用水関連の事業として、独立行政法人水資源機構が行う「木曽川右岸緊急改築事業」と岐阜県が行う「県営特定農業用管水路等特別対策事業」が進められています。

この他にも、川辺町発注の道路改良工事や水道管の布設替え工事なども行っており、地元の皆さまには交通規制や、騒音・振動・農業用水の一時断水などで大変ご迷惑をお掛けしていますが、発注元が異なる複数の工事が近接して行われるため、関係する工事の発注者及び請負業者で構成する事業調整会を定期に開催し、各工事の進捗状況や今後の予定・問題のある箇所の対応等について情報を共有するとともに、地元への影響を最小限に努め、工事が安全かつ円滑に進むよう調整を図っています。



佐伯雄幸 議員

問 高齢者の活力を促す施策について

～安全運転支援システムに補助を～

平成29年版交通安全白書によりますと、平成28年末現在、運転免許証の保有者数は全国で約8千221万人。その内75歳以上の方は約513万人と報告されています。

現在、70～75歳未満の方の運転免許証更新時には高齢者講習が、75歳以上の方には認知機能検査が義務づけられており、更新を機に免許証を自主返納される方、家族のすすめで泣く泣く返納された方も大勢いらっしゃることと推察します。

岐阜県警運転免許課によりますと、65歳以上の高齢者と病気などを理由に運転免許証を自主返納された方は、平成29年12

月時点で5千639人と発表されています。

昨今アクセルとブレーキの踏み間違えによる事故がクローズアップされ、高齢者の運転はあたかも危険であるかのような報道がなされ、運転免許証の自主返納を促す社会的傾向にあります。

確かに加齢による咄嗟の判断力の低下は否めませんが、元気に活躍されている高齢者は大勢います。また川辺町を含め、

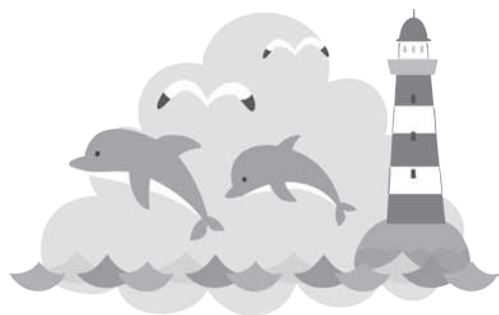
地方では交通網が発達しておらず、自動車は、まさに通勤・買い物・通院などになくてはならない生活上必要不可欠の移動手段となっています。

現在、自動車の安全運転支援システムの開発はめざましいものがあります。衝突回避ブレーキや危険を察知しブザー音で知らせる誤発進抑制機能などを搭載した自動車は次々と発売されています。

高齢者の方が安全運転支援システム搭載の自動

車を購入する際、一人一台に限り、町から10万円の補助金を支給してはいかがでしょうか。

少子高齢化による労働力が低下するなか、人生100年と言われる高齢者の方に、ますます元気で活躍していただくことは社会にとっても有益なことです。町としての見解を伺います。



答 防止策を前向きに検討したい

【総務課長】

本町における5月1日現在の65才以上の自動車運転免許証保有者数は、男性が1千218人、女性が784人、合計2千2人です。それぞれ65才以上の人口に占める割合にしますと保有率は、男性は85%、女性は44%、合計では62%で、全国では合計が51%となっており、本町は全国数値より10%以上高い保有率となっています。

平成29年度中の町内の交通事故状況は、人身事故15件、うち65歳以上3件、物損事故232件、うち65歳以上55件、県内の交通事故死亡事故では、34.8%が高齢者の運転によるものとなっています。また免許証返納率は、29年度中22人の方が返納されて、返納率は約1%でした。

免許証返納率が1%であることは、公共交通機関が脆弱で、通院・通勤など日常生活の移動に「自動車」は欠かせないものとなっていることが要因ではないかと考えます。

町では住民の移動手段として、福祉バスを巡回運行しており、本年度、社会実験的に美濃加茂市まで運行する試みを予定しています。しかし自家用車のように気軽に好きな時間に、行きたい場所へというわけには参りません。また高山本線の本数が増えるという見込みも現在のところありません。

議員提案の補助金は、近隣では美濃加茂市・富加町で「先進安全自動車購入補助制度」があり、補助額は2〜3万円となっています。

こうした状況のなか本町としても、先進安全自動車の普及・安全運転意識の向上を図り、高齢者の交通事故防止に資する

ための施策を今後、前向きに検討したいと考えています。



桜井真茂 議員

問 不信任案否決について

～辞職する考えは～

先の3月定例会で、私はほか3名が佐藤町長の不信任決議案を提出し、4対5で否決されました。

しかしながら町民のあいだ、その中でも佐藤町長に票を投じた方からは、投資会議を数回されて、結果町長選の一丁目一番地であつた比久見工場跡地利用の施策を断念するという裏切り行動は許されないと云った意見を多数聞き、私としても次のアクションに移る考えでいます。

町長が自ら辞職する方法が一番潔く、他の市町村でも重要公約の住民投票などで理解が得られなかった場合、自発的に辞任するというケースも事例としてあります。町長は、自らを戒め辞任する

考えはありませんか。

参事は岐阜県からの出向で本町にみえました。が、県では選挙管理委員会に長く在籍されたと聞いています。佐藤町長の公約違反をどう思われますか。また町長のリコールについて説明して下さい。

答 辞任する考えはありません

【町長】

比久見工場跡地の買収と有効活用による川辺町の活性化については、買収交渉の不調により断念しました。ご期待いただいた多くの皆様に深くお詫びを申し上げます。

先の議会に提出された不信任案は、否決されたとはいえ、私自身忸怩たる思いです。さりながら工場跡地取得に関する交渉には、町財政等を勘案すれば妥協の余地もなく断念せざるを得なかったことも事実です。

今後は第5次総合計画及び総合戦略に基づき町政を進め、ポート・カヌーに加えて、サップやカヤックなど水辺のスポーツ、里山トレッキングなどスポーツ観光にも力点をおきながら、幅広い角度から川辺町活性化を考えたいと存じます。



従いまして辞任するとい
う考えは持っておりませ
ん。

【参事】

政治家の選挙公約に対
する評価等は、当該選挙
に係る有権者をはじめ、
個々において行われるも
のです。そして各種選挙
の候補者は、有権者によ
る投票結果によって自ら
の政見等に対する評価を
受けることになります。

行政機関の一般職職員
としては、公の場で特定
の政治家の政見等に対す
る私的見解を述べる立場
にありませんので、回答
は控えさせていただきます。

首長のリコールに関す
る制度は地方自治法に、
日本国民である普通地方
公共団体の住民が属する
自治体の首長や議員等の
解職請求権を定めていま
す。

そのうち首長の解職請
求に関しては「選挙権を
有する者は、(略)、その
総数の三分の一(略)以上

の者の連署をもって、そ
の代表者から、(略)選挙
管理委員会に対し、当該
普通地方公共団体の長の
解職の請求をすることが
できる。」とされています。
この制度は首長の解職
請求に対する解職可否
を、住民の賛否投票に付
して決するもので、その
投票の結果、過半数の同
意があれば、対象者はそ
の職を失います。



問 職員の公務中 における交通 事故について

〓 防止策は〓

本定例会に、専決処分
で職員による公務中の追
突事故の示談が報告され
ました。過去には横断中
の歩行者をはね、死亡さ
せてしまったり、職員が
飲酒ののち自損事故で死
亡するといった痛ましい
事故も起きています。中
でも出合頭・追突といっ
た交通事故が多く発生し
ているように思います。
私の関係する会社も、
車両7台を保有し毎日走
行していますが、この30
年間で雪道でのスリップ
による自損事故が1回だ
けと記憶しています。
私自身、安全運転管理
者として毎日の車両点検、
毎月の交通事故防止ミー
ティングを行っています
が、町ではどのような安
全対策がなされています
か。車両も多く安全運転
管理者が正副と2名設置

されていますが、その役
割を説明して下さい。



答 交通安全意識の 啓発を図り事故 防止に努めたい

【総務課長】

町で管理すべき公用車
の台数は職員が業務で使
用する公用車のほか、消
防車などを含め31台です。

安全対策としては、ド
ライブレコーダーの設
置、消防車等の特殊車
両・特定業務に使用する
車両を除き、総務課で一
括管理をするように管理
方法を見直し、法定点検
の実施や公用車の整備状
態確認等を行っています。

安全運転管理者は、総
務課長を正管理者、同課
課長補佐を副管理者とし
ています。一般的に正管
理者の業務は、運転者の
適正などの把握・運行計
画の作成・異常気象時な
どの安全確保措置・点呼
と日常点検・運転日誌の
備え付け・安全運転指導
があり、その補佐として
副管理者を置くことと
なっています。

日常的に行っている安
全運転の配慮は、公用車
の鍵貸し出し時に交通事
故に気をつけるように運
転者への声掛け、岐阜県
警察本部が作成・啓発し
ている「らびい通信」を職
員のパソコンで閲覧でき
るようにしています。

また加茂警察署等が主
催する「無事故・無違反
コンテスト」に若手職員
らがエントリーし、交通
安全意識の啓発を図つて
います。

交通事故防止には、こ
れをやっておけば完全と
いう特効薬はなく、安全
点検・安全整備車両の導
入などのハード面と併
せ、職員への地道な声掛
けや交通安全教育・職員
の健康管理が必要不可欠
と考え、安全運転管理者
の職責を果たし、交通事
故防止に努めます。

問 参事の出向と その職務につ いて

事前調査と在住を

3月に町長は、川辺町から県へ1名出向させて、県から1名来ていただき、その人はできるだけ加茂郡に縁のある方で、この地方の事を良く知っていて川辺町と県のパイプ役をと説明されました。

私は川辺町の職員を参事にすることを要望しましたが、担い手がいない、つまり人材不足なのです。その責任はトップである町長が、このような人材不足の状況にしまったのではないのでしょうか。自分の責任を問われるといつも逃げ、責任を少し取ったのは、アジアジュニア選手権大会誘致が失敗し町が多大な損害を受けた時に、減給10%3ヶ月を出し、議会が任期満了までの10%減給にした、その時1回

答 事前に情報収 集等を行った

【参事】

ないとは下部はついてきません。
(1)常田参事は岐阜市在住と聞いています。川辺町の今までの問題を勉強若しくは調べてから本町にみえたのでしょうか。
(2)有事の際にはすぐに役場で陣頭指揮、対応を取るのが町のナンバー2の重要な役割と考えています。単身で川辺町内のアパートなどで暮らすことを考えてはいませんか。
(3)5月26日に岐阜市で行われた自民党岐阜県連定期大会には、知事・国會議員・市町村長が多数参加されました。私も当然出席しましたが、川辺町は残念ながら町長も参事も参加されていなかったと思います。その理由をお答え下さい。

ただではないでしょうか。企業でも何事かあればトップが記者会見で説明し、責任を取るものです。そのようなトップでないと部下はついてきません。
(1)3月下旬に県の人事異動が確定した後に、県及び町のホームページ等の情報や、直近の新聞記事等の確認、町政の近況等について知人等から教えてもらいました。3月末の役場における事務引き等の各種説明等を受けて赴任しています。
(2)家庭の事情により予定していません。なお緊急の場合には町内在住のもの1名の参事や必要に応じて川辺町内または近隣の宿泊施設の利用等で対応したいと考えています。

【町長】

(3)自民党岐阜県連定期大会には、本部よりお招きを受けましたが、体調不良にて欠席しました。

また代理出席につきましては、公務員の政治的中立性に鑑み、参事を含

む一般職職員の出席は控えるという観点から派遣しませんでした。



問 防犯カメラの 補助金について

通学路カメラに 公的助成を

最近子どもが被害者になる事件が多発しています。町内では学校までの距離が遠い所もあり、保護者の方も心配されています。小学校の登下校時の安全パトロール隊、また通学路での見守り隊の方々の活動には大変感謝しています。

最近ではホームセクターに映像を記録する防犯カメラが所狭しと並んでいます。防犯カメラや防犯グッズは、犯行の抑制にもつながりますし、万が一事件が発生した際、事件解決にもつながります。通学路に向いている防犯カメラには補助金を出す自治体もありますが、本町ではどのようなにお考えかお聞かせ下さい。

答 当面は地域の 方々の協力を 願いたい

【総務課長】

先月、新潟市では下校途中の小学生を連れ去り殺害し、さらに線路内に遺棄したとされる痛ましい事件が発生しました。

本町では、大きな事件が発生していませんが、これも地域の見守り隊・安全パトロール隊など、子ども達の安全安心活動をされています各種団体の皆さまのご尽力のおかげです。

本町の防犯対策は、地域の方の安全安心活動のほか、地区のご要望により、防犯灯の設置をしています。また管内で起きました不審者情報などの伝達手段としては、岐阜県警察の「安全安心メール」・役場の「すぐメール」・防災行政無線による放送があります。

メールは、携帯電話による登録・受信が可能です。

す。なお「すぐメール」

は、小中学校の保護者専用もあり、児童生徒に影響する情報は、保護者に対して速やかに注意喚起しています。

さて防犯カメラの効果は、人間の心理として「見られている」と意識することで、犯罪抑制に少なからず効果があると思います。実際、先に述べました地域の「目」は、防犯カメラに似た役割で、その効果を発揮しているものと考えます。

このことから、防犯カメラには犯罪抑制や万が一の際の証拠にもなり得ますが、当面は地域の方々のご協力をお願いできればと思っています。

なお今後、治安状況や社会情勢の変化により、必要性が増加してきた場合は、費用対効果も考慮しつつ、検討したいと考えています。

問 AEDの利用について

使用回数は

過去にコンビニエンスストアにAEDを設置しては、との一般質問をしました。コンビニエンスストアはある地域とない地域があるので消防団の詰所前に設置していただきました。

AEDの使い方は、防災訓練等である程度の方が取り扱えるようになってきていると思いますが、設置から現在まで詰所前に設置されたAEDを緊急時に使用された回数は何回ありましたかお尋ねします。

また心肺停止から死亡確認するまでの中で、AEDを使用する効果をお尋ねします。



答 使用された事例はありません

【総務課長】

各地域での防災訓練や消防団員・職員を対象にした救急救命訓練におきまして、AEDが使用できよう機会を設けています。

緊急時のAEDの使用回数は、行方不明者の捜索で消防団員・消防職員が詰所のAEDを現場へ持っていた事例はありませんでしたが、これまで使用されたことはありません。

【住民課対策監】

AEDの使用効果のある心臓突然死の原因の多くは、「心室細動」と呼ばれる重篤な不整脈です。

心室細動になると、心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなる状態となり、数秒で意識を失い、数分で脳をはじめとする全身の細胞が死んでしまいます。心室細動からの

救命には迅速な心肺蘇生と電気ショックが有効です。電気ショックが1分

遅れるごとに救命率は10%ずつ低下するといわれています。119番通報してから救急車が到着

するまでの平均時間は8・6分です。何もせず救急車を待つては命を救うことはできません。

突然の心停止から救命するためには、①119番通報②胸骨圧迫(心臓マッサージ)③AEDによる電気ショックです。

総務省消防庁の「平成28年版救急・救助の現況」によりますと119番通報しただけで、救命処置もせずに救急車の到着を待っていた場合は、9・2%の救命率でした。

しかし胸骨圧迫(心臓マッサージ)をすることにより16・1%、AEDを用いた電気ショックを行うことで、54%の救命率となっています。119番通報すれば、受話器の向

こうから指令員が指示をしてくれま

す。またAEDは電気ショックの必要の有無を自動的に判断してくれる安全な装置です。

このことから、一刻も早くAEDを使用することで、人の命を救うことにつながります。その場に居合わせた人が勇気をもって一歩を踏み出すことで、より多くの命が救われるよう願っています。



古川政久議員

問 参事制度等について

職務を分けた理由は

(1)この度町長は、県との人事交流を実施され常田氏を参事に迎えられること。改めてこの人事交流の目的・ねらい・県との共通の課題・諸懸案があるのかなど、これまでの経緯と今後の方針についてお答え下さい。

(2)今年の人事異動で、参事が2人体制となりました。広報かわべ4月号には、参事の職務を事務と技術とに分けて掲載されました。

なぜ参事の職務を事務と技術に分けたのかその理由をお答え下さい。

(3)執行部から提出された行政組織表では、事務参事が総務課・企画まちづくり課・税務課・住民課を担任し、技術参事が産業環境課・基盤整備課

効果的な行財政運営を図ります

(課長兼務)を所管することとなつているように思われますが、少し違和感があります。事務参事は事務系の内容について全

ての課を所管し、技術参事は技術系の内容について所管するものではないでしょうか。所見を伺います。

(4)川辺町に赴任されて2ヶ月半が経過しましたが、川辺町に対する率直な感想と町長から期待されていることは何であるのかをお答え下さい。

(5)議会との関係についてどのように考えているのか忌憚のないお考えを併せてお答え下さい。

【町長】

(1)本町では過去に職員を県組織へ派遣し、県の事務ノウハウを学ぶと共に人脈を作らせて、帰庁後にはそれらを本町の業務に生かすための研修等を実施していましたが、近年は実施していませんでした。

そしてまた、近年の少子高齢化・人口減少などによる喫緊の行政課題が山積している現状において、我が町を元気にする施策が必要であり、これを実現するためには、県から迅速かつ直接的な支援・助言を得られる状態にあることが望ましい状況となっております。

本年4月、県との相互交流により、本町からは人材育成の観点から若手職員を県市町村課へ派遣する一方、県職員を迎え入れ、本町と県とのパイ

プ役や各種施策実現のためのノウハウ等の提供・若手職員の指導育成などの役割を担ってもらいます。

(2)交流職員である常田参事は、本年度で奉職22年を数え、これまで県事務所・福祉関連・農地転用・情報公開・選挙管理委員会といった部署を経験し、公務員としての事務的なノウハウの引き出しは数多くあります。

一方、田口参事は土地改良区在職時の経験や役場土木課在職時以降の経験から農林・土木関係や各種工事をはじめとする入札等の業務にも精通しており、基盤整備課長を兼務します。この2人が、参事としてそれぞれに役割を分担することです、本町にとってより効率的な行財政運営を図ろうとするものです。

(3)行政組織表の上では、常田参事は、総務課・企画まちづくり課・税務課・住民課を所管し、田

口参事は、基盤整備課及び産業環境課を所管することとなっておりますが、役場内の各所属の業務には、事務系・技術系のいずれの内容も含まれることが多々あります。

この点、実際の各所属の決裁等は、その内容によつて双方の参事に文書の回付等を行い、各参事の役割・責任が最大限果たされるよう運用しています。

【参事】

(4)私は中津川市の出身で、これまで私生活上で川辺町に来る機会がありませんでした。

また県職員としての経歴上でも、これまで中濃地域に配属されたことがなく、過去に所属した県の部署における町役場職員の方々との業務上のやり取りの他には、川辺町との接点がありませんでした。

そうした状態で今回の辞令を受け、日々町外から通勤するようになってまず感じたことは、主要道路等の交通の便は比較的良好であること。地形的には、美濃加茂市に隣接しており、飛騨川両岸と道路・鉄道に沿って広がる居住地域が、概ね南北4kmの範囲内にほぼ収まるコンパクトな町であること。県有の漕艇場があり、ボート競技が盛んであることは知識として知っていましたが、実際の飛騨川水面上でのボ-

ト練習風景を目にしますと、その存在感は強く印象に残りました。

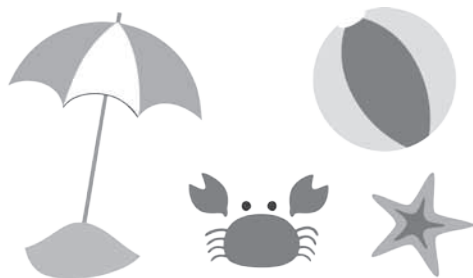
主に地勢的な点に関してですが、将来的な国内の人口減少、また都市部への人口流出と地方の衰退が懸念される中で、川辺町には中小規模の自治体として有利となりうる諸要素があると感じたところです。

町長から期待されていることは、着任早々直接指示を頂いており、また、その内容は各種会議等を通じて役場内にも周知されています。

第一 役場と県庁とのパイ役として機能すること。具体的には当方を通じて県庁等からの情報収集や、県との様々なやり取りを円滑に進める役割を果たすこと。

第二 若手職員の育成等について寄与すること。

第三 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて漕艇競技の合宿等の誘致を、漕艇



場の設置者である県及び関係機関とも協調して進める方針である関係上、その調整役等として働くこと。

第四 川辺町の活性化につながる事業等について、積極的にアイデアを出すこと。以上が町長から期待されている主な役割です。

(5)住民を代表する公選の議員により組織される議会は、地方自治体の意思決定機関であり、主に政策形成と行政監視の2つの機能があると言われています。同様に住民から選挙された、行政機関の長である首長との、協調関係や緊張関係の下で自治体運営に関わっています。

ここで川辺町行政組織規則が定める川辺町における参事の職務は、2以上の課に渡る特に重要な事務の円滑な運営を図ることであり、町長が特に命ずる事務を掌理することあります。

また事務引継ぎの際、参事の役目は、関係各機関も含めた広い意味での調整役であるとの説明を受けています。

当職と議会との関係は、もう1名の参事とともに、主に町議会組織と行政組織との関係業務上円滑にするための調整役と考えています。

3月の第1回定例会の冒頭で、町長から比久見地区工場跡地利用の計画を断念する表明がありました。

今後のまちづくりは

問 川辺町の将来構想について

櫻井芳男 議員

昨年1年を通じて開催された「カワベイ未来投資会議」では、多様な意見が出されたと同つていますが、それら貴重な意見を集約できないまま終了したように思われてなりません。

委員各位がご自分の意見を羅列しただけで終わったということは、町として当該会議にどのような町づくりをするかという、根幹に関わる方向性を提示できなかったことによるものと考えざるを得ません。

そこで、この1年余り、当該会議に対する労

力など多大なエネルギーを注ぎ込んできたわけですが、町としてどのように総括をしたのか、当該計画が頓挫してしまった現在、今後、何を柱に町づくりを進めていくのか具体的にお答え下さい。

また先の比久見地区工場跡地利用の計画を断念すると表明された際に、この一連の経緯を住民に説明されるとのことでしたが、未だに説明されていらないように思われます。当該計画断念の経緯をいつ、どのように住民に対して行われるか併せてお答え下さい。

答 小学校将来構想などを早急に検討します

【町長】

「カワベイ未来投資会議」はオープンミーティングとして行った2月の第4回をもって終結しました。オープンミーティングには、議員各位を始

め多くの町民の方々の参加をいただき、様々な提案・意見を賜りました。

オープンミーティングやこれまでの投資会議でのご意見は、まちの貴重な財産と考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。

なお4回の会議等の内容、議事録及び未来投資会議の終結とその理由は町のホームページで3月上旬に公開したところで

ここで改めて会議の終結の理由を申し上げますと新聞報道もありましたが、比久見地区の工場跡地の購入を断念したことがすべてであり、断念に至ったのは土地所有者と金額や条件面で折り合いがつかなかったことによります。この溝も小さいものではなかったことから交渉は無理であると私が最終的に判断したものです。

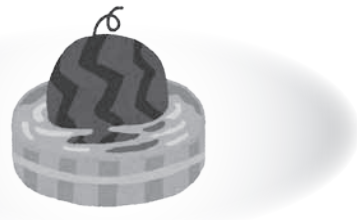
町の活性化のため重点施策と位置付け、交渉に

臨んでいたことから非常に残念な結果となりました。

多くの皆様に期待を寄せたにもかかわらず、断念するということに関しまして誠に申し訳ございませんでした。

最後に今後の町政の運営としては、これまでどおり第5次総合計画及び総合戦略に基づき、粛々と進めたいと考えますが、柱と申しますか目玉の事業が欠けたことは間違いございません。

今後、何を町のメイン事業に据えるのかという点は、議会からのご意見を戴いている小学校将来構想なども踏まえて早急に検討します。



問 川辺町スポーツの在り方について

今後の施策は

川辺町の社会体育施設は整備後20年以上経過しているものが多く、老朽化や現状にそぐわないといった実情があるのではないだろうか。

例えば、ボート王国と標榜して川辺町が管理運営している漕艇場の施設の劣化が進んでいます。設備は、エアコンの老朽化、電灯などのスイッチの破損、宿泊施設の寝具の不衛生状態などが放置されている状況にあり、他の施設にもこのような状況が多々あると推測します。

第5次総合計画の中に「町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っています」と謳ってありますが、町の社会体育施設がこのような現状では、既存施設の改修や利用者のニーズに対応した施設

整備など停滞しており、総合計画と乖離していると言わざるを得ない状況にあります。

そこで質問ですが、いつでも誰もが楽しめるスポーツに対する施策をお答え下さい。

答 スポーツを楽しめる環境の裾野を広げて行きたい

【教育課長】

年間を通じてスポーツの活動拠点として利用されています山楠グラウンドや海洋センター、そして漕艇場はどれも30年以上経過をしています。それぞれの施設は、改修や拡張などをしながら、現在に至っています。

土の入れ替えやナイター設備の改修、体育館フロアの塗り替えや照明のLED化など、維持費を抑制する工法を取り入れながら、皆さんに快適に使っていただくようにしています。

漕艇場は、所有者であ

る岐阜県と管理者である当町で修繕が必要となった箇所を確認・協議しながら、宿泊室のエアコン設置や洋式トイレの入れ替えを含めたバリアフリー化を行っています。

ご指摘の破損は、早期に修理し、寝具もより一層清潔さを保てるよう、風通しや日干しなどに気をつけます。

基幹体育施設を配置した30〜40年前と比較して、スポーツの様相は大きく変わりました。当時、町民が最も親しんでいました野球やバレーボールに代わり、ジョギングや自転車、軽登山と言われるトレッキングなどを楽しむ人が激増しています。

従いまして現在の施設は県やB&Gなどの助成金を活用しながら、今後も安全に楽しんでいただけるよう、改善していきます。同時に、時代の要望にあった魅力的な登山道の整備や川辺スポーツ

クラブによるヨガやダンスなどの教室を開催していきます。

新たなスポーツフィールドを広げることや、年齢層などにあつた教室を展開することが、スポーツを楽しめる環境の裾野を広げ、スポーツに抵抗があつた方々が、一歩踏み出せる機会になると考えています。



問 セクハラ・パワハラについて

実態とその対策は

昨今、セクハラ・パワハラなどが報道を賑わしています。先日東京都狛江市で市長は、自身が否定していたセクハラの実態を認め辞意を表明しました。

このような事例はなかなか表に出ることは難しく、また非常に繊細な問題です。

川辺町役場内でこのような事実があれば由々しきことではありますが、役場内でこのような事実はありませんか。

現在この様な事実の把握に努める適正な体制を設けていますか、そして防止する対策はありますか併せてお尋ねします。

答 ハラスメント 問題を真摯に 対応したい

【総務課長】

一般的に「ハラスメント」は人に対するいじめ・嫌がらせとされ、そのうち、「セクハラ」は相手を不愉快にさせる性的な色彩を帯びた言動、「パワハラ」は、職権などの力を背景に、上司が部下に対して、その権限を乱用するなどとして引き起こされるものとされています。

役場でセクハラ・パワハラのような事实は、現状、職員などからの報告はありません。

セクハラ・パワハラ問題は、これにより職場での人間関係の悪化やストレスを感じ、メンタルヘルスを害し出勤できなくなる恐れもあり、行政事務の低下が懸念されることです。

このことから、セクハラ・パワハラの実態を把

握する体制・防止対策は、重要なことと捉えています。

体制・防止対策としては、このような事実が、繊細な問題であり、周囲の人に相談したことにより、被害者が二次的に精神的苦痛や実質的な不利益・被害を受けるといったセカンドハラスメントも危惧されることから、プライバシー保護を確保した相談窓口の明確化、直接の相談だけではなく、電話やメールでの対応も必要と考えています。さらには職員研修・人事評価の個別面談時における相談・聞き取り、コミュニケーションを取りやすい職場環境づくりも必要なことと考えています。

また事案が発生した場合には、再発に向けた方策の検討。メンタルケアが必要な場合は、衛生管理者への相談、人事異動や懲戒処分等の指針に応じた処分が必要となる

ケースも考えられます。

世界的には国際労働機関で職場でのセクハラや暴力をなくすための国際基準の枠組みについて拘束力を持つセクハラ禁止条約制定に向けた動きも出ています。

当町におきましても、この問題が社会問題になっかんがていることに鑑み、真摯に対応していきたいと考えています。

なお毎年、課長及び課長補佐に昇格した全職員は、県の研修センターで実施する階層別研修でメンタルヘルスやパワハラ等の研修、本年度は、5月9日に幹部職員及び一般職員を対象としたメンタルヘルス・パワハラ研修を庁舎で実施したことを報告します。



お知らせ

一般質問の様子をCCネットで放映しています。放映は、編集を経て定例会最終日の翌週の土曜日と日曜日に予定しています。

放映日程等は、ケーブルテレビの地域情報番組で案内されます。皆さん是非ご覧ください。

また議会や総務委員会は傍聴ができますので、是非お越しください。

第3回定例会の予定

- 9月4日・定例会(初日)
- 5日・総務委員会
- 6日・総務委員会
- 7日・総務委員会
- 10日・総務委員会
- 14日・定例会(最終日)

※日程は都合により変更となる場合があります。



議会日誌

5月

- 13日・川辺町青少年育成町民会議総会
- 14日・加茂郡防衛協会定期総会
- 18日・可茂地域市町村議会議長会議
- 21日・川辺町グラウンドゴルフ協会大会
- 22日・可茂町村議会議長会
- 23日・町商工会通常総代会
- 24日・富加七宗線改良整備促進期同盟会計監査
- ・川辺町体育協会计監査
- 25日・洞戸川辺間主要地方道改良整備促進期同盟会計監査
- 27日・川辺町消防操法大会
- 28日・立志式
- 28日～29日・全国町村議会正副議長研修会
- 30日・議会運営委員会
- ・議会行政連絡会議
- 31日・先進ドローン都市シンポジウム

30年5月～30年7月

6月

- 1日・中濃地域農業共済組合議会臨時会
- ・県町村議会議長会臨時総会及び評議員会
- 3日・加茂郡体育大会(七宗町)
- 4日・川辺おどり実行委員会
- ・「町づくり」講演会
- 6日・定例会(初日)
- ・総務委員会
- 7日・総務委員会
- ・議会行政連絡会議
- 13日・平和大行進
- 15日・定例会(最終日)
- 16日・スポーツ吹き矢岐阜県段別選手権大会
- 20日・加茂郡消防操法大会出場隊激励会
- 24日・加茂郡消防操法大会(坂祝町)
- 25日・可茂土木事務所行政懇談会
- 26日・議会報編集委員会
- 27日・御嵩町議会新庁舎整備特別委員会議場視察

7月

- 9日・東海環状自動車道中東濃地域建設促進協議会定期総会
- 11日・議会報編集委員会
- 17日・学校給食運営委員会
- 19日・議会報編集委員会
- ・四線促進期同盟会通常総会
- 23日・議会行政連絡会議
- ・リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会総会
- 24日・夏期巡回ラジオ体操会
- ・可茂町村議会議員研修会
- 31日・可茂地域一部事務組合議会臨時会
- ・川辺おどり実行委員会



編集後記

梅雨前線による西日本を中心とした記録的な大雨で、歴史的広域災害となりました。

県内に初めて発表された大雨特別警報は16市町村にものぼり、土砂崩れや住宅の浸水など深い爪痕を残しました。

本町では災害対策本部が設置され、応急対策が講じられました。議会も初めて議会災害対策支援本部を設置し、町の対策本部を支援しました。

本町は地形的に恵まれた土地にあり、災害に強いと言われていますが、いつ自然が牙をむくかもしれません。

いついかなる時も、来るかもしれない大災害に備え強固な町を造らねばと思います。

K・I